

## 新潟市秋葉区農業委員会 2 月定例総会議事録

1 開催日時 令和 3 年 2 月 26 日（金）午後 3 時 30 分から午後 4 時 12 分

2 開催場所 秋葉区役所 401 会議室

3 出席委員 (15 人)

委員	1 番	鈴木 儀一
委員	2 番	長井 範親
委員	3 番	砂原 剛
農政振興部会長	4 番	佐藤 英一
委員	5 番	佐々木 和美
委員	6 番	笠原 綱生
農地部会長	7 番	阿部 信行
農政振興部会長職務代理者	8 番	坂上 静男
委員	9 番	早川 秀則
委員	10 番	窪田 陽一
会長	12 番	小倉 栄造
委員	13 番	伊藤 君雄
会長職務代理者	14 番	平野 榮治
農地部会長職務代理者	15 番	松田 洋一
委員	16 番	佐藤 千穂子

4 欠席委員

11 番 上田 一男

5 議事日程

### 第 1 議事録署名委員の指名

9 番 早川 秀則

10 番 窪田 陽一

### 第 2 議事

議案第 30 号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案第 31 号 農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について

議案第 32 号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について

議案第 33 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について

報告事項	新潟市農用地利用配分計画（案）について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告事項	農地法第4条転用届出に関する受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について

## 6 農業委員会事務局職員

事務局長	枝並 和孝
事務局次長	山田 光行
農地係長	田中 学
農地係	真柄 和朗
農政振興係長	白川 文夫

## 7 会議の概要

事務局長 (枝並局長)	<p>お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から新潟市秋葉区農業委員会、令和3年2月定例総会を開会いたします。</p> <p>それでは、最初に小倉会長からご挨拶をいただきます。</p>
会長	<p>&lt;挨拶&gt;</p>
局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして議事に入らせていただきます。</p> <p>なお、本日は11番上田委員から欠席届をいただいておりますが、会議は農業委員会会議規則第4条により定足数を満たし成立しています。</p> <p>それでは、同規則第5条の規定により、小倉会長から議長を務めていただきます。よろしく願いいたします。</p>
議長(小倉会長)	<p>それでは最初に議事録署名委員についてお諮りいたします。</p> <p>議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>皆さんから異議がありませんので9番・早川委員、10番・窪田委員を指名いたします。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案として提案されている案件に入ります。</p>

議長 議案第 30 号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局  
(白川係長) 議案書 1 ページ、議案第 30 号新潟市農用地利用集積計画の決定についてをご覧ください。

利用権設定の新規分、新津地区 7 件、筆数 36 筆、面積 25,890 m<sup>2</sup>であります。

3 ページは利用権の更新分、新津地区 11 件、小須戸地区 1 件、筆数 98 筆、面積 75,526 m<sup>2</sup>であります。

6 ページは売買で、新津地区 4 件、小須戸地区 2 件、筆数 26 筆、面積 19,019 m<sup>2</sup>であります。

8 ページは利用権の移転分、新津地区 16 件、筆数 50 筆、面積 26,824 m<sup>2</sup>であります。

12 ページは中間管理事業分、新津地区 28 件、小須戸地区 2 件、筆数 187 筆、面積 154,090 m<sup>2</sup>であります。

18 ページは、新潟市農用地利用集積計画の公告について（依頼）案でございます。

農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づく公告依頼年月日は令和 3 年 3 月 12 日となります。

19 ページには地区別実績表を添付いたしました。

以上です。

議長 それでは、皆さんからご審議いただく前に、農業委員会法第 31 条、議事参与の制限に抵触する委員の退席をお願いいたします。

(委員退席)

議長 ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり、新潟市農用地利用集積計画の決定について決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。

本案件について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 30 号は原案のとおり決定しました。  
ここで退席委員の入室を許可します。

(退席委員着席)

議長

それでは次に移ります。  
議案第 31 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

(真柄主査)

それでは、議案書 20 ページをご覧ください。  
議案第 31 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定についてです。  
番号 1、譲受人 A 氏、譲渡人 B 氏、  
大鹿地区の案件で、稲月推進委員の担当地区です。  
本件は、売買による所有権移転にかかる転用許可申請です。  
転用申請面積は、休耕畑 1 筆 95 m<sup>2</sup>、休耕田 1 筆 255 m<sup>2</sup>、計 350 m<sup>2</sup>で、  
譲受人 A 氏の個人住宅建築を目的として、転用及び所有権移転を行うものです。  
本件の申請地は、農振農用地区域外農地 2 筆で、10 ha 以上のまとまりをもつ農地に接続していることから第 1 種農地と判定しましたが、水道管・  
下水道管の 2 種が埋設されている道路の沿道の区域で、500m 以内に教育施設 2 つが存在するため、休耕田 1 筆 255 m<sup>2</sup>については 3 種農地と判定します。  
申請地の選定理由としては、両親の高齢化に伴う介護を想定し、実家近くに土地を求めたもので、かつ、3 種農地部分は不整形であり計画達成が困難であったため一体開発を申請したものです。  
第 1 種農地の許可要件として、住宅で集落に接続して設置されるものに関する項目を適用し、土地の代替性検討を行ったうえで、許可されるものです。  
なお、本件について転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。  
本件は農地部会に付されました。  
以上、事務局説明を終わります。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

令和3年2月22日に開催されました農地部会における、農地法第5条許可申請1件について報告します。

議案書20ページ1番の案件です。

本件の転用者A氏の代理人、行政書士C事務所のD氏から申請に至った経緯について説明してもらいました。

それによれば、「親の介護を考え、同一学区内での住宅用地を探していたところ、この場所を譲ってもらえることになった。」との事でした。いつ頃から話があったのか尋ねたところ、「去年の暮れごろ」との事でした。

部会に先立ち現地調査を行ったところ、申し出通りの状況が確認できたため、部会としては申請を妥当と認め、許可後は申請通り転用するよう指導し、出席者もこれを了承しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第31号は、原案のとおり決定しました。

議長

それでは、次に移ります。

議案第32号、事業計画変更承認申請に関する処分決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局  
(真柄主査)

それでは、議案書 21 ページをご覧ください。  
議案第 32 号、事業計画変更承認申請に関する処分決定についてです。  
番号 1、申請者 E 株式会社、代表取締役 F 氏、  
車場地区の案件で、高橋推進委員の担当地区です。  
本件は、高齢者支援施設建設に係る受注業者である申請者が、1 月総会  
議案第 27 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定で秋葉区農委指令  
第 2 号として許可された事業計画を一部変更し、資材倉庫および作業員休  
憩所として 2 階建てプレハブ小屋の設置を追加する旨の変更承認申請です  
が、事業計画の達成に支障がないことから、本件はその設置目的に鑑み変  
更承認は妥当と判断されます。  
本件は農地部会に付されました。  
以上、事務局説明を終わります。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開  
かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

農地部会における、事業計画変更承認申請 1 件について報告します。  
議案書 21 ページ 1 番の案件です。  
本件の申請人 E 株式会社、社員 G から申請に至った経緯について説明し  
てもらいました。  
それによれば、「工事着手後の工事による残土が想定以上にでたため、地  
内に配置するプレハブ小屋の設置ができなくなってしまい、先月許可を受  
けた事業計画の変更承認申請に及んだ。」とのことでした。  
当初、設置する予定場所が残土置き場になっているが、残土は埋め戻し  
てきれいにし、そこは駐車場にするとのことでした。周辺耕作者への影響  
もあることから、工期・工程に遅れはないのかと尋ねたところ、「遅れは  
ない。」とのことでした。  
部会としては申請を妥当と認め、許可後は申請通り事業を進めるよう指  
導し、出席者もこれを了承しました。  
以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので議案第 32 号は原案のとおり決定されました。

議長 次に、追加議案の  
議案第 33 号、農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について  
を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局  
(真柄主査)  
それでは、追加議案書 1 ページをご覧ください。  
議案第 33 号、農地法第 3 条許可申請に関する意見決定についてです。  
番号 1、譲渡人 H 氏、譲受人有限会社 I 代表取締役 J 氏、  
市之瀬地区の案件で、石塚推進委員の担当地区です。  
本件は、贈与による所有権移転の許可申請です。  
申請面積は、田 1 筆 297 m<sup>2</sup>です。  
譲受人は水稻を主体とした経営で、申請地と合わせて約 36.8 ha の栽培を  
予定しております。  
譲渡人は譲受法人の構成員であり、譲受法人の経営安定化のため譲渡す  
るものです。  
申請地は農振農用地域内農地です。  
本件は農地部会に付されました。  
次に番号 2 をご覧ください。  
貸付人 K 氏、借受人 L 氏、  
古津地区及び西島地区の案件で、古津地区は木伏推進委員の担当地区、  
西島地区は古田推進委員の担当地区です。  
申請面積は、18 筆 11,695.41 m<sup>2</sup>、畑 18 筆 861 m<sup>2</sup>、計 30 筆、12,556.41  
m<sup>2</sup>です。  
親子間の使用貸借権の設定です。  
この案件は、住民票上別居状態となっておりますが、令和元年 12 月農地部  
会において、省略案件取扱いに関する追加申し合わせの条件である同じ経

営体に入っており同居とみなして差し支えないこと、経営移譲に伴う認定農業者資格を取得するための形式的なものであること等に合致することから、同一世帯内使用貸借と同等と扱います。このため本件は農地部会省略案件です。

次に番号 3 をご覧ください。

譲渡人 M 氏、譲受人 N 氏、

北潟地区の案件で、佐々木推進委員の担当地区です。

申請面積は、田 2 筆 1,943 m<sup>2</sup>です。

本件は親子間の贈与による所有権移転です。このため本件は農地部会省略案件です。

次に番号 4 をご覧ください。

譲渡人 O 氏、譲受人 P 氏、

矢代田地区の案件で、八木推進委員の担当地区です。

本件は、売買による所有権移転の許可申請です。

申請面積は、田 1 筆 600 m<sup>2</sup>です。

譲受人は水稻及び野菜を主体とした経営で、申請地と合わせて約 2.1 ha の栽培を予定しております。

譲渡人は相続により農地を取得しましたが、管理がままならない状況であったため、譲受人に売買の申出をしたものです。

申請地は農振農用区域内農地で、10 アール当たりの対価は 30 万円です。

本件は農地部会に付されました。

なお、議案第 33 号の案件は、いずれも農地法第 3 条第 2 項の各号に該当せず、許可要件のすべてを満たしています。

以上、事務局説明を終わります。

議長

それでは、皆さんからご審議いただく前に、農業委員会法第 31 条、議事参与の制限に抵触する委員の退席をお願いいたします。

(委員退席)

議長

ただ今の事務局からの説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

砂原委員

1 番の案件は、会社への贈与ということでしょうか。

事務局

その通りです。

議長

他にありませんか。

(なし)

議長

他にご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

農地部会における、農地法第3条許可申請2件について報告します。  
追加議案書1ページ1番の案件です。

本件の譲受人、有限会社I取締役H氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、「当該農地はライスセンター設置時に分筆し、転用しなかった残りの農地である。」とのことでした。そして、「隣接する農地を当法人が最近購入したため、出資者でもある譲渡人が個人所有でわずかばかり残すより、法人所有にまとめようと考え、今回の申請に至った。」とのことでした。

部会からは許可後は申請通り耕作することを指導し、申請者もこれを了解しました。

追加議案書1ページ4番の案件です。

本件の譲受人P氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、申請地は譲渡人が相続した農地であったが、労力不足により、耕作できないという事で、隣地を耕作している譲受人に打診があったとのことでした。

現状畑として利用していますが、譲受人は隣地の田と一枚にして、水田として活用する計画で、承諾したとのことでした。

部会からは、許可後は申請通り耕作することを指導し、申請者もこれを了解しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。  
本案件について許可相当として意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので追加議案第 33 号は、許可相当として意見決定することとしました。

ここで退席委員の入室を許可します。

(退席委員着席)

議長 それでは、次に報告事項に移ります。  
報告事項、  
新潟市農用地利用配分計画（案）について、  
農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、  
農地の転用事実に関する照会書について、  
農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、  
農地法第 4 条転用届出に関する受理について、  
農地法第 5 条転用届出に関する受理について、  
一括して事務局の説明をお願いします。

事務局 (白川係長) 議案書の 22 ページをご覧ください。  
新潟市農用地利用配分計画（案）についてでございます。  
新津地区 33 件、小須戸地区 3 件、筆数 187 筆、面積 154,090 m<sup>2</sup>であります。

30 ページは中間管理事業の利用権の移転分、新津地区 14 件、筆数 54 筆、面積 28,531 m<sup>2</sup>であります。

つづいて議案書の 34 ページをご覧ください。  
農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、  
賃貸借を合意解約した旨の通知書を受理したので報告いたします。  
記載のとおり 10 件受理いたしました。

(真柄主査) 37 ページをご覧ください。  
報告事項、農地の転用事実に関する照会書についてです。  
記載内容のとおり 4 件回答しました。  
38 ページをご覧ください。  
報告事項、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

です。

記載内容のとおり 2 件受理しました。

39 ページをご覧ください。

農地法第 4 条転用届出に関する受理についてです。

記載内容のとおり 1 件受理しました。

40 ページをご覧ください。

農地法第 5 条転用届出に関する受理についてです。

記載内容のとおり 2 件受理しました。

以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問がないようです。以上は報告案件ですのでご了解いただきたいと思います。

議長

それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。

議長

それでは、これで令和 3 年 2 月定例総会を閉会いたします。  
ご協力ありがとうございました。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 小 倉 栄 造

署名委員 早 川 秀 則

署名委員 窪 田 陽 一